

第 56 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「および」を「及び」に、「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室については、中高生世代の青少年の自主性及び社会性の育成に関する事業（以下「中高生ひろば事業」という。）を行う。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 別表第 2 に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第 5 条を次のように改める。

（使用の不承認）

第 5 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- （1） 児童の健全な育成に支障があると認めたとき。
- （2） 児童館の管理上の支障があると認めたとき。
- （3） 前 2 号のほか、区長が不適當と認めたとき。

第 7 条を削る。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を第 12 条とし、第 8 条を第 11 条とする。

第 6 条中「児童館を使用する者」を「使用者」に、「または」を「又は」に改め、同条を第 10 条とする。

第 5 条の次に次の 4 条を加える。

(使用料)

第 6 条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、別表第 2 に掲げる施設の使用料は、同表に掲げるとおりとする。

2 別表第 2 に掲げる施設の付帯設備及び特殊器具は、当該施設においてのみ使用し、その使用料は、2,000 円の範囲内において規則で定める。

3 第 4 条第 4 項の規定により承認を受けた者は、第 1 項ただし書及び前項の使用料を使用承認の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第 1 項ただし書及び第 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第 8 条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

別表中

「
| 同 東糀谷児童館 | 同 東糀谷四丁目 1 番 7 号 | を
」

「
| 同 東糀谷児童館 | 同 東糀谷四丁目 1 番 7 号 |
| 同 東糀谷児童館羽田分室 | 同 羽田一丁目 18 番 13 号 | に
」

改め、同萩中三丁目児童館羽田分館の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条、第6条関係）

児童館名	施設名	使用者	使用時間			
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで
大田区立東糀谷児童館羽田分室	音楽スタジオ	事業利用者	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 2使用時間以上の使用の場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は徴収しない。
- 3 この表において「事業利用者」とは、第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- 4 この表において「その他の者」とは、第4条第3項ただし書の規定により区長が認める者をいう。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区立東糶谷児童館羽田分室を新設し、同分室で中高生ひろば事業を行うことを定めるとともに、大田区立萩中三丁目児童館羽田分館を廃止するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。